

## 規約等の制定等に関する細則

(制 定 2020年 6月26日)

(趣旨)

第1条 この細則は、日本公認会計士協会近畿会（以下「当地域会」という。）の規約、規程、細則及び内規（以下「規約等」という。）の制定、一部変更又は廃止（以下「制定等」という。）に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(規約等)

第2条 当地域会は、規約、規程及び細則ほか、内規を定めることができる。

(名称)

第3条 規程、細則及び内規の名称には、該当する分類を示す字句を付すことを基本とする。

(制定等に係る手続)

第4条 規約、規程及び細則の制定等に係る手続は、原則として、総務部が制定案、一部変更案又は廃止案として取りまとめ、役員会に提案するものとする。

(制定等に係る会員及び準会員への周知)

第5条 規約等（内規を除く。）の制定等をしたときは、その内容を当地域会ウェブサイト（会員及び準会員のみが閲覧できる部分に限る。以下同じ。）において周知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当地域会ウェブサイトのほか、近畿C.P.A.ニュースに掲載するものとする。

(諸規程集)

第6条 規約等（内規を除く。）は、諸規程集に収録するものとする。

附 則

この細則は、2020年7月1日から施行する。